

## 愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

### (目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法を踏まえ、庁内各局の連携のもとに、愛知県のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、着実に推進するため、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) その他、まち・ひと・しごと創生に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

### (幹事会)

第6条 推進本部に愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、次の事務を行う。
  - (1) 推進本部へ付する事項の調査・検討
  - (2) その他推進本部を円滑に運営するために必要な事務
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

### (庶務)

第7条 推進本部の庶務は、政策企画局企画調整部地方創生課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成27年2月17日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年5月20日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年3月20日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

本部員	政策企画局長 総務局長 人事局長 防災安全局長 県民文化局長 環境局長 福祉局長 保健医療局長 感染症対策局長 経済産業局長 労働局長 観光コンベンション局長 農業水産局長 農林基盤局長 建設局長 都市・交通局長 建築局長 スポーツ局長 会計管理者兼会計局長 企業庁長 病院事業庁長 教育長 警察本部長
-----	---

別表第2

幹事長	政策企画局企画調整部長
幹事	<p>政策企画局企画調整部企画課長</p> <p>政策企画局企画調整部地方創生課長</p> <p>総務局総務部総務課長</p> <p>総務局総務部市町村課地域振興室長</p> <p>総務局総務部情報政策課DX推進室長</p> <p>人事局人事課長</p> <p>防災安全局防災部防災危機管理課長</p> <p>県民文化局県民生活部県民総務課長</p> <p>環境局環境政策部環境政策課長</p> <p>福祉局福祉部福祉総務課長</p> <p>保健医療局健康医務部医療計画課長</p> <p>感染症対策局感染症対策課長</p> <p>福祉局子育て支援課長</p> <p>経済産業局産業部産業政策課長</p> <p>労働局労働福祉課長</p> <p>観光コンベンション局観光振興課長</p> <p>農業水産局農政部農政課長</p> <p>農林基盤局農地部農林総務課長</p> <p>建設局土木部建設企画課長</p> <p>都市・交通局都市基盤部都市総務課長</p> <p>都市・交通局都市基盤部都市計画課長</p> <p>建築局公共建築部住宅計画課長</p> <p>スポーツ局スポーツ振興課長</p> <p>会計局管理課長</p> <p>企業庁管理部総務課長</p> <p>病院事業庁管理課長</p> <p>教育委員会事務局管理部総務課長</p> <p>警察本部警務部警務課長</p>